

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業計画

社会福祉法人 桐友学園

男女ともに全ての職員が活躍でき、仕事と家庭の両立がしやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 2 目 標

- ・ 計画期間中の男性の平均育児休業取得率を80%以上とする。
- ・ フルタイム労働者の各月ごとの時間外労働時間の合計時間を10時間未満とする。

### 3 対 策

- ・ 育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備をとして、育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知を行う。

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 桐友学園

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 目 標 年間3回を目標に開催される研修を周知し、受講の機会を提供することによりスキルアップを図る。
- 3 対 策
  - ・仕事と家庭の両立支援制度について、改めて周知し、男性職員を含む全ての職員が働きやすい環境作りを行う。
  - ・個別面談を行う際などに職員のキャリアプランを確認、支援する。
  - ・研修プログラム等によりスキルアップを目指す。
- 4 実施期間 令和4年4月1日～